

○フェリス女学院大学事故見舞金・弔慰金取扱 内規

1989年3月13日制定

2000年12月13日改正

2008年2月13日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、フェリス女学院大学（以下「大学」という。）に在籍する学生が、授業中、通学中、学校施設等相互間の移動中及び大学が認めた部又は同好会（以下「公認団体」という。）の課外活動において発生した事故により、身体に傷害を被った場合に給付する医療見舞金、後遺障害が生じた場合に給付する後遺障害見舞金及び死亡した場合に給付する弔慰金（以下「見舞金等」という。）の取扱について必要事項を定める。

2 事故が被害学生の故意又は重大な過失によって発生した場合には、給付の対象としない。

3 公認団体とは、「団体設立届」を学生部長を経て学長に届出たもので、年度初めに「活動計画書」を大学に提出している団体をいう。

(適用)

第2条 見舞金等は、事故が次の各号に掲げる場合に発生したときに適用する。

(1) 学則により、大学が編成した教育課程に基づいて行われる授業中（講義、演習、実験、実習及び体育実技）及び移動中（通学中及び学校施設等相互間の移動中を含む）。通学中とは、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く。）により、住居と学校施設等との間を往復する間をいう。学校施設等相互間の移動中とは、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く。）により、大学が教育研究のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間をいう。

(2) 教育活動の一環としての各種学校行事中（入学式、オリエンテーション、サマーキャンプ、大学祭、球技大会、学位授与式など）

(3) 公認団体が、あらかじめ大学に届出た公式行事中（合宿、遠征、試合、定期公演、研究発表会など）

(4) 公認団体の練習、研究等の通常の課外活動中

(5) 前各号に準ずると学生委員会（以下、「委員会」という。）が認めた場合
(種類、給付基準及び給付金額、受給者)

第3条 見舞金等の種類、給付基準及び給付金額は、次のとおりとする。

類	給付基準	給付金額
医療 見舞金	治療日数が4日未満の場合	3,000円以内
	治療日数が4日以上7日未満の場合	6,000円以内
	治療日数が7日以上14日未満の場合	10,000円以内
	治療日数が14日以上30日未満の場合	20,000円以内
	治療日数が30日以上長期にわたる場合	50,000円以内
後遺障害見	学生教育研究災害傷害保険の後遺障害保険	学生教育研究災害傷害保険で

舞金	金が適用される場合に準じる	給付される保険金額の100分の1相当額
弔慰金	学生教育研究災害傷害保険の死亡保険金が適用される場合に準じる	学生教育研究災害傷害保険で給付される保険金額の100分の1相当額

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると委員会が認めた場合は、給付金額を増額又は減額することができる。

3 見舞金等の給付を受けることができる者は、事故により被害を受けた学生又はその保証人とする。

(事故報告)

第4条 事故が発生した場合、本人又は保証人、当該授業の担当教員及び課外活動責任者は、速やかに学生課に連絡するとともに、事故報告書を提出する。なお、通学中の場合には通学中事故証明書、施設間移動中の場合には施設間移動中事故証明書を併せて提出する。

2 報告を受けた学生部長は、学長に報告しなければならない。

(申請)

第5条 見舞金等は、原則として、学生又は保証人が、事故見舞金等給付申請書により、学長に申請を行う。

(委員会の招集)

第6条 学生部長は、事故報告を受け、必要と認めたときは、委員会を招集する。

(決裁)

第7条 学長は、給付の決裁をする。

(庶務)

第8条 この見舞金等に関する庶務は、大学事務部学生課が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、1989年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2000年12月13日から施行し、2000年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、2008年4月1日から施行する。